

工場立地基準の緩和により、 環境保全と調和した 工場敷地の有効利用を促進



問い合わせ先 西都市商工観光課
☎ 0983-42-4068 <http://www.city.saito.miyazaki.jp/display.php?cont=140929114655>

工場敷地の緑地面積率などについて、自然環境に恵まれた実情を踏まえた独自の基準を設定し、環境保全と調和しつつ、事業者による工場敷地の有効利用・設備投資を促進



敷地の周囲を自然林に囲まれ、環境保全と調和した立地が実現している西都市にある工場
敷地内の芝生広場は地域住民や来場者に開放されている

取組の背景 豊かな自然でも都市部と同じ画一的な緑地面積率が課題に

- 西都市は、管内面積の77%を森林が占めるなど、自然環境に恵まれており、環境保全を図りながら工場立地を行うことが可能な状況となっている。
しかしながら、従来、工場敷地における緑地面積率などの基準は、国の準則により、原則として全国一律で敷地面積に対して25%以上の環境施設(緑地を含む)を確保することが定められていた。
- このため、工場周辺の自然の少ない都市部も、豊かな自然が残る地方部も、画一的に同じ割合の環境施設(緑地を含む)を設置する義務が課せられ、多くの企業から地域の実情に応じた弾力的な運用を求められてきたものの、西都市は独自の準則を定める権限を有していなかった。
※「環境施設」とは、噴水・水流・池、運動場、広場、教養文化施設など、工場などの周辺地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるものをいう

取組の概要 独自の工場立地基準により、国の緑地面積率などの基準を緩和

- 第2次一括法による工場立地法の改正により、緑地面積率などに係る地域準則の策定などの権限が都道府県及び指定都市から全ての市に移譲された。
これを受け、森林が多く、市内の既存工場の周辺にも森林や農地などが多く残存している西都市としても、市の実情に応じた独自の基準を定めることで、環境保全を図りながら工場立地を推進することが可能と判断し、「西都市工場立地法準則条例」を平成26年9月に制定した。
- 条例では、区域に応じて、工場の敷地面積に対する敷地内の環境施設(緑地を含む)面積の割合の下限を国の基準より緩和する市独自の基準を定めた。

工場環境施設(緑地を含む)割合の緩和の内容

条例制定前の国の基準(工場立地法準則)

区域	準工業地域	工業地域、工業専用地域	用途指定なし・都市計画区域外	左記以外
うち緑地	樹木・芝などが生育する区域 一律20%以上			
環境施設(緑地を含む)	噴水、池、運動場、広場など 一律25%以上			



条例制定後

区域	準工業地域	工業地域、工業専用地域	用途指定なし・都市計画区域外	左記以外
うち緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上(変更なし)
環境施設(緑地を含む)	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上(変更なし)

取組の成果 環境保全と調和した工場増設、新たな企業立地を促進

- 条例の制定により、既存立地企業は、環境保全と調和しつつ、敷地内での工場増設が実施できるようになり、敷地面積の有効活用、生産効率の向上による競争力の強化が図られるようになった。また、工場立地の優位性が高まり、新たな企業立地も促進されるなど、地域産業の振興及び雇用機会の拡大が可能となった。
- このほか、特定工場新設の届出受理・変更命令などの事務も移譲されたことから、地方における環境の良さなどを活かした工場誘致につなげていくことが期待されている。

地方分権改革との関連

- 従来、一定規模以上の工場の新設や変更を行う場合は、工場立地法により定められた国の準則により、全国一律で敷地面積に対して25%以上の環境施設(緑地を含む)を確保する必要があった。
- 平成23年8月の第2次一括法により、工場立地法が改正され、緑地面積率・環境施設面積率などに係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令などの権限が都道府県及び指定都市から全ての市に移譲された。この結果、市が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、西都市は、平成26年9月、「西都市工場立地法準則条例」を制定した(同年10月施行)。